



長野県報

3月21日(金)
平成20年
(2008年)
第1949号

目 次

告 示

個別の労使紛争に係るあっせんに関する要綱の一部改正（労働福祉課）	2
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療政策課）	2
都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）（生活排水対策課）	2
中小企業融資規程の一部改正（ビジネス誘発課）	3
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（畜産課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	7
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	7
長野県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部改正（監査委員事務局）	7
漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示（内水面漁場管理委員会事務局）	8

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（NPO活動推進課）	8
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（NPO活動推進課）	8
湖沼水質保全特別措置法に基づく第5期諏訪湖水質保全計画の策定（水環境課）	9
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	16
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	17
一般競争入札（土木政策課）	17
土地区画整理組合の解散の認可（2件）（都市計画課）	18
都市計画公園の変更案に係る公聴会の中止（都市計画課）	18
都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）（都市計画課）	18
一般競争入札（道路管理課）	18
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	19
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧（農地整備課）	19
一般競争入札（河川課）	20
正誤（県立病院課）	20

**長野県告示第146号**

個別の労使紛争に係るあっせんに関する要綱（平成14年長野県告示第150号）の一部を次のように改正します。

平成20年3月21日

長野県知事 村井 仁

題名を次のように改める。

個別労働紛争に係るあっせんに関する要綱

第1条、第2条、第3条、第6条、第7条及び第9条第1号中「個別の労使紛争」を「個別労働紛争」に改める。

労働福祉課

長野県告示第147号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成20年3月21日

長野県知事 村井 仁

名称	所在地	認定の有効期限
佐久穂町立千曲病院	南佐久郡佐久穂町大字高野町328番地	平成23年3月19日

医療政策課

長野県告示第148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月21日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

富士見町

2 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業 富士見町公共下水道

3 事業施行期間

平成4年3月16日から

平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成4年長野県告示第208号、平成7年長野県告示第344号、平成8年長野県告示第461号、平成11年長野県告示第278号及び平成15年長野県告示第214号の事業地に、富士見町富士見字上田並びに落合字板橋比良、字壱ノ沢、字字沢及び字坪平を加え、富士見字塚平及び南原山並びに落合字居平、字大橋上、字鹿島

平、字木戸場、字小手沢、字小町屋、字坂平、字沢良平、字三之沢、字机平、字蔦木河原、字西裏、字西尾根、字西平、字二ノ沢、字東裏、字蛇込、字梨木原及び字丸森並びに境字入窪、字池之袋、字新道、字滝坂、字武川、字西之原及び字東平地内において事業地を変更する。

生活排水対策課

長野県告示第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月21日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

富士見町

2 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業 富士見町流域関連公共下水道

3 事業施行期間

平成2年12月10日から

平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成2年長野県告示第834号、平成6年長野県告示第97号、平成8年長野県告示第460号、平成11年長野県告示第123号及び平成15年長野県告示第140号の事業地に、富士見町富士見字雨堀、字稻屋之里、字大畠、字御射山沢及び字柏平を加え、富士見字洗坂、字家裏、字家下、字家前、字一ノ沢、字一之平、字上ノ原、字内山、字姥沢、字大沢山、字大平前、字思沢、字御射山沢乗鞍石、字御社宮司上、字栗生道上、字古阿原、字坂下、字沢入山、字下原山、字新屋敷、字外久保、字手洗沢、字道祖神前、字二之平、字原田下、字穗屋之里、字本田、字前田、字丸山、字南芝原、字南原山、字山沢尾根尻、字山ノ神、字山花、字家西、字池ノ平及び字姥ノ沢並びに落合字蛇込及び字南原山並びに立沢字南原山地内において事業地を変更する。

生活排水対策課

長野県告示第150号

中小企業融資規程（昭和52年長野県告示第176号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日以降の貸付けに係る貸付金から適用します。

平成20年3月21日

長野県知事 村井 仁

第3条第2号のウを同号のエとし、同号のイの次に次のように加える。

ウ 原油・原材料高対策

第3条第4号のウを次のように改める。

ウ 防災・環境調和向け

第6条第2項中「の県内の店舗」を削る。

第7条第4項中「保証協会等を経由して」を削る。

別表の中小企業振興資金の項中「2.20%」を「2.50%」に、「1.90%」を「2.20%」に改め、同表の経営健全化支援資金の項中「第2条第3項第7号」を「第2条第4項第7号」に、「2.00%」を「2.30%」に、「第2条第3項各号」を「第2条第4項各号」に、

「

年1.80%	9年以内
--------	------

」を「

年2.00%	9年以内
--------	------

」に、

災害対策	暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長の罹災証明を受けた者	設備資金運転資金	3,000万円	3,000万円	年1.80%	10年以内。ただし、知事が特に認めるものについては、12年以内	1年以内	5年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	保証貸付け
------	---	----------	---------	---------	--------	---------------------------------	------	------	------	------	------------	-----------------------------	-------

を

原油・原材料高対策	原油・原材料価格の上昇に伴い、事業活動に著しい支障を生じている者	運転資金	—	3,000万円	年2.00%	—	—	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	保証貸付け
災害対策	暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長の罹災証明を受けた者	設備資金運転資金	3,000万円	3,000万円	年2.00%	10年以内。ただし、知事が特に認めるものについては、12年以内	1年以内	5年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	保証貸付け

に改め、同表の創業支援資金の項中「2.00%以下」を「2.30%」に、「1.50%」を「1.80%」に改め、同表の新事業活性化資金の項中

「

中小企業者及び小規模企業者 5,000万円	中小企業者及び小規模企業者 1,500万円
--------------------------	--------------------------

」を「

1億円 ただし、知事が特に認めるものについては、1億5,000万円	3,000万円
--------------------------------------	---------

」に、

「

環境調和向け	防災・環境調和向け
--------	-----------

」を「

5 既設の産業廃棄物の最終処分場の延命化を図ろうとする者	6 事業用建築物の耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする者
------------------------------	--------------------------------

」に、

に、「2.00%以下」を「2.30%」に改め、同表の再生支援資金の項中「1.80%」を「2.00%」に改める。

長野県告示第151号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

平成20年3月21日

長野県知事 村井 仁

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法					
ブルセラ病、結核病予防のため	南佐久郡 佐久穂町のうち 上 南牧村のうち 板橋 海尻 海ノ口 広瀬 北佐久郡 軽井沢町 御代田町 立科町 佐久市のうち 桑山 小県郡 青木村 諏訪市 諏訪郡 原村 伊那市のうち 富県 美篌 東春近 手良 伊那部 上伊那郡 辰野町 箕輪町のうち 箕輪 東箕輪 南箕輪村のうち 南原区以外 中川村 飯田市のうち 上久堅 千代 川路 三穂 下伊那郡 泰阜村 大鹿村 木曽郡 木曽町のうち 開田高原 大桑村 松本市のうち 笛部 並柳 芳川 里山辺 入山辺 神林 笛賀 岡田 中山 内田	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	ブルセラ病 家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている検査法 結核病 家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている検査法	寿 奈川 安曇野市のうち 豊科 大町市 塩尻市 東筑摩郡 麻績村 北安曇郡 小谷村 上水内郡 信濃町	県内全域	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている検査法
					ヨーネ病 予防のため	上田市 小諸市 佐久市のうち 桑山 南佐久郡 小海町 佐久穂町 南牧村のうち 板橋 海尻 広瀬 海ノ口 北佐久郡 軽井沢町 御代田町 立科町 小県郡 青木村 諏訪市 茅野市 諏訪郡 富士見町のうち 立沢 乙事 境 原村 伊那市のうち 伊那 富県 美篌 東春近 手良 伊那部 高遠町 上伊那郡 辰野町 箕輪町のうち 箕輪 東箕輪 中川村 宮田村 南箕輪村のうち 南原区以外			

飯田市のうち 上久堅 千代 川路 三穂 山本 伊賀良 上郷 下伊那郡 高森町 阿智村 泰阜村 喬木村 大鹿村 木曾郡 上松町 南木曾町 木曾町のうち 開田高原 木祖村 大桑村 松本市のうち 島内 島立 新村 和田 今井 笹部 並柳 芳川 里山辺 入山辺 神林 笹賀 岡田 中山 内田 寿 会田 反町 殿野入 板場 奈川 塩尻市 安曇野市のうち 豊科 穂高 東筑摩郡 筑北村のうち 坂北 麻績村 大町市 北安曇郡 小谷村 上水内郡 信州新町 信濃町 小川村 須坂市 下高井郡 山ノ内町 下水内郡 栄村					立町 小県郡 青木村 諏訪市 茅野市 諏訪郡 富士見町のうち 立沢 乙事 境 原村 伊那市のうち 伊那 富県 美篤 東春近 手良 伊那部 高遠町 上伊那郡 辰野町 箕輪町のうち 箕輪 東箕輪 中川村 宮田村 南箕輪村のうち 南原区以外 飯田市のうち 上久堅 千代 川路 三穂 山本 伊賀良 上郷 下伊那郡 高森町 阿智村 泰阜村 喬木村 大鹿村 木曾郡 上松町 南木曾町 木曾町のうち 開田高原 木祖村 大桑村 松本市のうち 島内 島立 新村 和田 今井 笹部 並柳 芳川 里山辺 入山辺 神林 笹賀 岡田 中山 内田 寿 会田 反町 殿野入		
上田市 小諸市 佐久市のうち 桑山 南佐久郡 小海町 佐久穂町 北佐久郡 軽井沢町 御代田町	繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛						

	板場 奈川 塩尻市 安曇野市のうち 豊科 穂高 東筑摩郡 筑北村のうち 坂北 麻績村 大町市 北安曇郡 小谷村 上水内郡 信州新町 信濃町 小川村 須坂市 下高井郡 山ノ内町 下水内郡 栄村				牛海綿状脳症発生予防のため	県内全域	月齢又は推定月齢が満24歳以上で死亡した牛の死体 ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)施行規則第4条に該当する場合を除く。	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	酵素免疫測定法
	県内全域	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛			馬伝染性貧血発生予防のため	県内全域	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及び当該雌馬と同一施設内で飼育している馬 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及び当該雄馬と同一施設内で飼育している馬 3 競馬法(昭和23年法律第158号)による競馬に出場する馬 4 乗馬大会等に出場する馬	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	寒天ゲル内沈降反応検査
ヨーネ病発生予防のため	県内全域	1 摾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 3 1、2以外の牛で、検査が必要と認められるもの	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで		高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため	県内全域	採卵鶏、種鶏、育雛鶏のいずれか又は合わせて1,000羽以上飼養している農場及び所轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	寒天ゲル内沈降反応検査及びその他必要な検査(年4回、概ね四半期ごとに1回実施)
					家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢発生予防のため	県内全域	種鶏	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	急速凝集反応法

腐蛆病発生予防のため	県内全域	みつばち	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	臨床検査及び細菌検査	1 道路の種類 県道				
					2 路線名 伊那生田飯田線				
					3 道路の区域				
牛のブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため	県内全域	実施する区域で飼養されている牛（平成19年11月から平成20年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。）のうち、地理的、自然的条件を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの	平成20年6月1日から平成20年11月30日まで	ブルータング 寒天ゲル内沈降反応法 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱 中和試験	区間 新旧別 敷地の幅員 延長				
					駒ヶ根市中沢781番の1地先から上伊那郡飯島町日曾利3番の6地先まで 旧 6.0～42.0 km 2.4950				
					駒ヶ根市中沢781番の1地先から上伊那郡飯島町日曾利3番の6地先まで 新 6.0～42.0 km 2.4950				
豚コレラの発生予防のため	県内全域	1 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜検査が実施される豚 2 飼養管理状況等を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	酵素免疫測定法	駒ヶ根市中沢751番の3地先から上伊那郡飯島町田切1237番の1地先まで 12.0～52.0 km 0.9320				
					道路管理課				
					長野県告示第153号				
<p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。</p> <p>その関係図面は、告示の日から平成20年4月4日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。</p> <p>平成20年3月21日</p> <p style="text-align: right;">長野県知事 村井 仁</p> <p>1 路線名 伊那生田飯田線 2 供用を開始する区間 駒ヶ根市中沢751番の3地先から上伊那郡飯島町田切1224番の1地先まで 3 供用を開始する期日 平成20年3月23日</p>									
<p style="text-align: center;">畜産課</p>									
<p>長野県告示第152号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。</p> <p>その関係図面は、告示の日から平成20年4月4日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。</p> <p>平成20年3月21日</p> <p style="text-align: right;">長野県知事 村井 仁</p>									
<p>長野県監査委員告示第5号</p> <p>長野県監査委員事務局の組織等に関する規程（昭和41年長野県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。</p> <p>平成20年3月21日</p> <table style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td>長野県監査委員 高見澤 賢司</td> </tr> <tr> <td>同 東方久男</td> </tr> <tr> <td>同 望月雄内</td> </tr> <tr> <td>同 柿沼美幸</td> </tr> </table> <p>別表第1中</p> <p>「主任企画員 特に高度な企画調整事務」を</p> <p>「主任調査員 調査員としての職務及び企画調整事務」に、</p>						長野県監査委員 高見澤 賢司	同 東方久男	同 望月雄内	同 柿沼美幸
長野県監査委員 高見澤 賢司									
同 東方久男									
同 望月雄内									
同 柿沼美幸									

「企画員 高度な企画調整事務」を
「調査員 監査に関する専門的調査事務」に改
る。

監査委員事務局

長野県内水面漁場管理委員会指示第8号

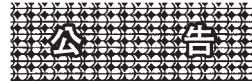
漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成20年3月21日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖野 外輝夫

平成20年6月1日以降（野尻湖、木崎湖にあっては平成20年12月1日以降）、オオクチバス、コクチバス又はブルーギルを採捕した者は、採捕した河川、湖沼又はその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、試験研究による再放流で、かつ、長野県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合、又は漁業権者からの解除申請があり逸出防止策が講じられていると委員会が認めた場合は、この限りでない。

内水面漁場管理委員会事務局



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年3月21日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年2月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人オフィスロイヤル

3 代表者の氏名

田中理恵

4 主たる事務所の所在地

松本市新橋3番21号

5 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対し、地域福祉、教育、職業能力の開発の分野において、IT技術の習得・利活用、コミュニケーション能力等社会に求められている知識を、セミナー等により提供し、地域全体の情報化社会の発展と、安心安全で暮らしやすい地域社会の向上に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年3月21日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年3月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人上田市身体障害者福祉協会

3 代表者の氏名

瀬志本正夫

4 主たる事務所の所在地

上田市中央三丁目5番1号

5 定款に記載された目的

この法人は、身体障害者及び社会的弱者に対し、福祉活動と社会参加を目指し、一般市民と共にノーマライゼイションのまちづくりに寄与することを目的とする。

NPO活動推進課